

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第7号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …3
- 規則第8号 宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …3
- 規則第9号 宇治市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則……………(学校教育課) …3
- 規則第10号 宇治市公印規則の一部を改正する規則……………(市民課) …3
- 規則第11号 宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) …3
- 規則第12号 宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則……………(生涯学習課) …3
- 規則第13号 宇治市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則……………(国民健康保険課) …4
- 規則第14号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………(介護保険課) …4
- 規則第15号 宇治市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) …6
- 規則第16号 宇治市財務規則の一部を改正する規則……………(一貫教育課) …9
- 規則第17号 宇治市子育て世代包括支援センター設置規則……………(保健推進課) …9
- 規則第18号 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …10
- 規則第19号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) …10
- 規則第20号 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) …11
- 規則第21号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(介護保険課) …12
- 規則第22号 宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規

- 則……………(商工観光課) …12
- 規則第23号 宇治市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(商工観光課) …12
- 規則第24号 宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………(文化自治振興課) …13
- 規則第25号 宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(男女共同参画課) …13
- 規則第26号 宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則……………(商工観光課) …14
- 規則第27号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …14
- 規則第28号 宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) …16
- 規則第29号 宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則……………(文化自治振興課) …19
- 規則第30号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則……………(人事課) …26
- 規則第31号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則……………(人事課) …26
- 規則第32号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則……………(一貫教育課) …26
- 規則第46号 宇治市財務規則の一部を改正する規則……………(契約課) …26
- 規則第47号 宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則……………(契約課) …27
- 規則第48号 政治倫理の確立のための宇治市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(秘書広報課) …27

告 示

- 告示第28号 宇治市政モニター設置要綱を廃止する要綱……………(文化自治振興課) …28
- 告示第29号 宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………(保育支援課) …28
- 告示第30号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………(保育支援課) …28

- 告示第41号 宇治市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱を廃止する要綱……………(ごみ減量推進課) ……28
- 告示第42号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱……………(介護保険課) ……28
- 告示第43号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………(商工観光課) ……29
- 告示第44号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………(商工観光課) ……29
- 告示第46号 宇治市在宅高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱を廃止する要綱……………(健康生きがい課) ……29
- 告示第47号 宇治市高齢社会対策協議会設置規程の一部を改正する規程……………(健康生きがい課) ……29
- 告示第48号 宇治市高齢者あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱を廃止する要綱……………(健康生きがい課) ……29
- 告示第49号 宇治市敬老会事業実行委員会設置要綱を廃止する要綱……………(健康生きがい課) ……29
- 告示第50号 宇治市高齢者に対する長寿記念品贈呈要綱を廃止する要綱……………(健康生きがい課) ……30
- 告示第51号 宇治市在宅高齢者介護激励金支給要綱を廃止する要綱……………(健康生きがい課) ……30
- 告示第57号 宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………(会計室) ……30

訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程……………(保健推進課) ……30
- 訓令甲第2号 宇治市福祉子ども部及び健康長寿部職員市内出張旅費取扱規程及び宇治市福祉子ども部及び健康長寿部非常勤職員市内出張旅費取扱規程を廃止する規程……………(生活支援課) ……31
- 訓令甲第3号 宇治市職員旅費取扱規程の一部を改正する規程……………(人事課) ……31
- 訓令甲第4号 宇治市職員旅費条例第10条第6項の規定に基づく昼食を伴わない場合の日当を定める規程の一部を改正する規程……………(人事課) ……31

公 告

- 公告第11号 農用地利用集積計画の縦覧……………(農林茶業課) ……31
- 公告第12号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更……………(農林茶業課) ……32

教 育 委 員 会

- 告示第8号 教育委員会の招集……………32

公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程……………32
- 告示第4号 宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………32
- 規程第2号 宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程……………32
- 告示第7号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理

- の開始……………33
- 正 誤
- 2018年（平成30年）4月13日付け宇治市公報第2193号……………33

規 則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第7号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則(昭和41年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「100分の17」を「100分の15を超えない範囲内において市長が定める割合」に改め、同項中第2号を削り、同項第3号中「第3条第1項第3号及び第4号」を「第3条第1項第2号及び第3号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第3条第1項第5号」を「第3条第1項第4号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第3条第1項第6号から第9号」を「第3条第1項第5号から第8号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第8号

宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、同項第2号中「部長、危機管理監」を「市長公室長、部長、危機管理監」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「副部長」を「副部長、危機管理室長」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)
- 宇治市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第3項中「及び第2号」を削り、「第3条第1項第3号及び第4号」を「第3条第1項第2号及び第3号」に、「第3条第1項第5号」を「第3条第1項第4号」に、「第3条第1項第6号から第9号」を「第3条第1項第5号から第8号」に改める。
(宇治市職員の退職管理に関する規則の一部改正)
- 宇治市職員の退職管理に関する規則(平成28年宇治市規則第5号)の一部を次のように改正する。
第4条第1号中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第1号」に改める。

(揭示済)

宇治市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第9号

宇治市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則
宇治市立幼稚園の保育料に関する規則(平成27年宇治市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇治市立幼稚園使用料条例」を「、宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例」に改める。

第2条第2項第1号中「宇治市福祉こども部長」を「宇治市福祉事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市公印規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第10号

宇治市公印規則の一部を改正する規則

宇治市公印規則(平成7年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表宇治市長印の項中「並びに」を「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)に基づく照会書並びに」に改め、同表宇治市長職務代理者印の項中「並びに」を「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく照会書並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第11号

宇治市自転車駐車の駐車秩序の確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例施行規則(平成3年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(放置禁止区域の周知)」に改め、同条中「自転車放置禁止区域は、同条第3項の規定により告示するほか、公衆」を「放置禁止区域には、公衆」に改める。

第6条中「2,000円」を「2,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日以後の自転車の返還の請求について適用し、同日前の自転車の返還の請求は、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第12号

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則(平成11年宇治市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「

200

」を「

240

」に、

「

1セット1回	100
--------	-----

」を「

1セット1回	120
--------	-----

」に

、「

50

」を「

60

」に、「

1式1回	100
------	-----

」を

「

1式1回	120
------	-----

」に、「

500

」を「

620

」に

、「

1セット1泊

」を「

1セット1泊(日帰りの場合は、1セット1回)

」に

「

バーベキューコンロ	1個1泊	100	
鉄板 大なべ			

」を

に、

バーベキューコンロ	1個1泊(日帰りの場合は、1個1回)	120	
鉄板	1個1泊(日帰りの場合は、1個1回)	120	
大鍋	1個1泊(日帰りの場合は、1個1回)	120	

「

1個1回	100
------	-----

」を「

1個1回	120
------	-----

」に、

「

2,500

」を「

3,120

」に、「

1,000

」を

「

1,240

」を「

2,000

」に、

「

2,500

」を「

もちつきセット

」に

「

餅つきセット

」を「

臼 きね

」に、

「

ひきうす	ひき臼	600
------	-----	-----

」を「

ひき臼	600
-----	-----

」に、

「

740

」を「

パイプいす	パイプ椅子
-------	-------

」に改める

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第13号

宇治市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則
宇治市国民健康保険運営協議会規則(昭和61年宇治市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、国民健康保険運営協議会(」を「、宇治市国民健康保険運営協議会(同条例第2条に規定する協議会をいう。)」に改める。

第2条第4号中「国民健康保険」を「国民健康保険事業」に改める。

第3条第1項本文中「、2年」を「、3年」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)
2 この規則の施行の際現に国民健康保険運営協議会の委員である者の任期は、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第14号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年宇治市条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(介護支援専門員の員数)
第3条 条例第5条第1項の規則で定める員数は、1とする。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
(電磁的方法による提供等)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、条例第7条第4項の規定によ

り同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 次項第1号ア及びイ並びに第2号に規定するファイルへの記録の方式

2 条例第7条第4項の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が同項第1号ア及びイ並びに第2号に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料等の受領）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、条例第13条第1項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第6条 指定居宅介護支援の方針は、条例第3条に規定する基本方針及び条例第15条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たつ

ては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上で留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を条例第26条第3項の担当者（以下「担当者」という。）と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者

係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

105 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

イ モニタリングの結果を記録すること。

106 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

107 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

108 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

109 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

120 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

121 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

122 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

123 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

124 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

125 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

126 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

127 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（当該指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

128 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

129 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるにあつては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

130 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の4第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第7条 条例第32条第2項第2号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) アセスメントの結果の記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリングの結果の記録

（準用）

第8条 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第15号

宇治市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年宇治市規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第1条中「及び」を「、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び」に、「指定介護予防支援事業者」を「指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所」に改める。

第2条第1項中「法」を「法第79条第1項及び」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「法」を「法第79条第1項及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する申請があつた場合は、次項に規定する指定の適否を審査し、当該指定をすることを決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

第2条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、法第79条の2第1項及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新について準用する。

第3条第1項中「法」を「法第82条第1項及び」に、「施行規則」を「施行規則第133条第1項及び」に、「事業」を「施行規則第133条第2項及び第140条の37第2項の規定による事業」に改め、同条第2項中「法」を「法第82条第2項及び」に改める。

第4条を削り、第5条各号列記以外の部分中「、前3条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理又は更新」を「、第2条第3項に規定する指定、同条第4項に規定する指定の更新若しくは前条に規定する届出の受理又は法第84条第1項及び第115条の29第1項の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 指定年月日若しくは指定更新年月日及び指定有効期間満了日又は指定取消年月日若しくは指定効力停止年月日

(4) 事業開始年月日、事業変更年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日又は事業再開年月日

第5条を第4条とし、第6条各号列記以外の部分中「法」を「法第85条及び」に、「同条各号の措置に係る事業所に関する次の各号に掲げる事項」を「施行規則第133条の2各号及び第140条の38各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 指定（指定の更新）申請書

年 月 日

宇治市長宛て

所在地
申請者 名 称
代表者氏名 ㊟

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に係る指定又は指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー)						
		(ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号				ファクシ 番号		
	法人の種別				法人所轄庁			
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名				フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 ー)							
	(ビルの名称等)							
指定を受けようとする事業所	フリガナ 名 称							
	所在地	(郵便番号 ー)						
		(ビルの名称等)						
	上記の所在地において行う事業の種類	実施 事業	当該申請に係る事業 の開始予定年月日	現に受けている指定 の有効期間満了日	様式			
	居宅介護支援							
介護予防支援								
介護保険事業所番号							(現に指定を受けている場合のみ)	
指定を受けている他市町村名								
医療機関コード等								

備考

- 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

(揭示済)

別記様式第2号ロ「あて」を「宛て」に、

「 住所 を
 申請者 (所在地) 氏名
 (名称及び代表者氏名) ㊤」

「 所在地 に、
 届出者 名称
 代表者氏名 ㊤」

「 [] を「 [] に
 」

、「事業者」を「事業所」に、

「 [代表者の氏名、生年月日及び住所] を
 」

「 [代表者の氏名、生年月日、住所及び職名] に、「・寄附行為
 」

」を「・寄附行為等」に、「・条例等（当該）を「又は条例等（当該指定に係る）」に、「及び住所及び」を「住所及び」に、「事業に係る」を「事業に係る居宅介護サービス計画費又は」に改める。

別記様式第3号ロ「あて」を「宛て」に、

「 住所 を
 申請者 (所在地) 氏名
 (名称及び代表者氏名) ㊤」

「 所在地 に、「の 廃止
 届出者 名称
 代表者氏名 ㊤」

・休止・再開をした」を「を 廃止する・休止する・再開した」に、

「 [] を「 [] に
 」

、「廃止・休止・再開した」を「廃止する・休止する・再開した」に、

「 [廃止・休止・再開の別 廃止 ・ 休止 ・ 再開] を
 」

「 [サービスの種類] に
 [廃止・休止・再開の別 廃止 ・ 休止 ・ 再開]
 」

、「廃止・休止した」を「廃止する・休止する」に、「介護予防支援を受けていた」を「支援を受けている」に、

「 [年 月 日～ 年 月 日] を
 」

「 [年 月 日から 年 月 日まで] に、「施行
 」

規則」を「介護保険法施行規則」に改める。

別記様式第4号を削る。

附 則
 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第16号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第141条の2第4項中「第3項」を「前項」に、「法第172条第1項に規定する」を「市長の事務部局の」に、「職員」を「当該職員」に改める。

別表第8中「木幡幼稚園長」を「木幡幼稚園長」に改める。

- 菟道小学校長
- 菟道第二小学校長
- 神明小学校長
- 榎島小学校長
- 北榎島小学校長
- 小倉小学校長
- 伊勢田小学校長
- 西小倉小学校長
- 北小倉小学校長
- 南小倉小学校長
- 大久保小学校長
- 大開小学校長
- 西大久保小学校長
- 平盛小学校長
- 宇治小学校長
- 三室戸小学校長
- 南部小学校長
- 岡屋小学校長
- 木幡小学校長
- 御蔵山小学校長
- 笠取小学校長
- 笠取第二小学校長
- 宇治中学校長
- 北宇治中学校長
- 榎島中学校長
- 西小倉中学校長
- 西宇治中学校長
- 南宇治中学校長
- 広野中学校長
- 東宇治中学校長
- 木幡中学校長
- 黄檗中学校長

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第141条の2第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市子育て世代包括支援センター設置規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第17号

宇治市子育て世代包括支援センター設置規則

(趣旨)

